

# 都民の暮らしが潤う東京農業推進協議会設置要領

19産労農振第1067号

平成19年10月9日

## 第1 趣 旨

農業・農地の持つ多面的機能を都民生活やまちづくりに活かすことにより、都民と農業者の相互理解のもと、都市農地を積極的に保全していく方策について検討するため「都民の暮らしが潤う東京農業推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

## 第2 検討事項

- 1 都市農業・農地の多面的機能の評価に関すること
- 2 農業・農地を都民生活やまちづくりに活かす仕組みづくりに関すること
- 3 その他、都市農地の保全に関すること

## 第3 協議会の構成

- 1 協議会は、産業労働局長が委嘱する別表1に掲げる委員をもって構成する
- 2 協議会には、会長と副会長を置く
- 3 会長は、委員の中から互選し、副会長は、会長が指名する

## 第4 運 営

- 1 会長は、協議会を代表し、会務を総理、主宰する
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時にその職務を代行する

## 第5 委員の任期

委員の任期は、1年間とする

## 第6 公 開

協議会は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる

## 第7 秘密の保持

委員は、本協議会において知り得た情報を許可無く使用してはならない。その職を退いた後も同様とする

## 第8 検討チームの設置

産業労働局長は、協議会をサポートし、事務を執行するために、事務局内に検討チームを置くことができる

## 第9 事務局

協議会事務局は、産業労働局農林水産部農業振興課内に置く

## 第10 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は農林水産部長が定める

## 付 則

この要領は、平成19年10月9日から施行する